

◎佐賀県条例第 1 号

佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例

(設置)

第 1 条 有明海漁業の振興を長期的かつ安定的に図るため、佐賀県有明海漁業振興・補償基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
(処分)

第 5 条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 有明海漁業の振興に係る事業の実施にあたり佐賀県有明海漁業協同組合が負担する経費
- (2) 佐賀空港に隣接する駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害に関し、国による補償等が行われるまでの間の費用の一時立替えとしての佐賀県有明海漁業協同組合を対象とした無利子貸付けに要する経費

(補則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。